規則

○特定個人情報保護委員会規則第二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十七条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年四月二十五日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　特定個人情報保護委員会に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条、第四条及び第六条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規則において、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（申請等の入力事項等）

第三条　法第三条第一項の規定に基づき又は準じて電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合において併せて提出すべきこととされている書面等があるときは、当該書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、併せて入力することができる。

（処分通知等の入力事項等）

第四条　法第四条第一項の規定に基づき又は準じて特定個人情報保護委員会が電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を特定個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

（作成等の方法）

第五条　法第六条第一項の規定に基づき又は準じて行政機関等が電磁的に記録の作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。